

賃貸借契約書（案）

杵築市長 永松 悟（以下「発注者」という。）と

（以下「受注者」という。）とは、令和7年度 Microsoft Office 及びノート型コンピュータ等（以下「機器等」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者がその所有する機器等を発注者の使用に供し、発注者が使用の対価を受注者に支払うことを目的とする。

（契約対象機器等）

第2条 契約対象となる機器等は別紙「機器等仕様書」のとおりとし、設置場所は大分県杵築市大字杵築377番地1 他とする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（賃貸借料金）

第4条 賃貸借料金は、以下のとおりとする。

月 額 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額は金 円）

（契約保証金）

第5条 本契約に関する契約保証金は 円とする。

（賃貸借料金の支払）

第6条 受注者は、第4条の賃貸借料金月額を、発注者が機器を使用した当月末日以降に、発注者に対し書面により請求するものとする。

2 発注者は、受注者の提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に、当該金額を受注者に支払うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、発注者と受注者が合意した場合についてはこの限りでない。

（支払遅延利息）

第7条 受注者は、発注者が前条に規定する期間内に賃貸借料金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、契約日

時点の「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第8条第1項に定める割合で計算した遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(管理義務)

第8条 発注者は、機器等を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第9条 発注者は、機器等について盗難、滅失、棄損等の事故が発生したときは、遅滞なく受注者に通知しなければならない。

(立入権)

第10条 受注者もしくは受注者の指定する者は、機器等の納入、管理および引き取り等のため据付場所に立ち入ることができる。この場合、その者は身分証明書を携行するものとし、発注者は必要に応じてその提示を求めることができる。

(権利の移転)

第11条 受注者は、本契約に基づく権利の全部又は一部を発注者の書面による承諾なしに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(動産総合保険)

第12条 受注者は、機器等に対して、契約期間中継続して受注者を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 発注者は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに受注者に通知するものとする。

3 発注者は、保険事故により保険会社から受注者に支払われた保険金の限度内において、受注者に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(機器等の返還)

第13条 賃貸借期間が終了した時は、発注者において機器等を原状に回復し、受注者に返還するものとする。ただし、受注者が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 機器等の電磁的記録媒体（内蔵されたものを含む。）については、受注者の負担において、発注者が指示する所管施設内で物理的又は磁氣的に破壊し、復元不可能な状態としたうえで引き取るものとする。ただし、発注者と受注者双方が合意した場合はこの限りでない。

3 機器等の引取にかかる費用については、受注者が負担するものとし、機器等の返還場所は、発注者が指示する所管施設とする。ただし、発注者と受注者双方が合意した場合

はこの限りでない。

(契約不適合責任)

- 第14条 発注者は、機器等の納入後1年間（ただし、メーカー等において品質保証等の期間を1年間以上定めている場合、その期間を優先する。）に、この契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることを発見した場合は、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるものとする。この場合において、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者は賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が賃貸借期間開始日の前日までにこの物件の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (4) 前各号のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 第17条の規定によらないで、受注者から契約解除の申し出があったとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められるとき。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第16条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は本契約を変更又は解除することができるものとする。

2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の1月前までに、受注者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、本契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に対して損害賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 発注者の責に帰すべき事由により当該機器等が滅失又はき損し、使用不可能となったとき。

(2) 発注者が本契約に基づく金銭債務の支払を怠ったとき。

(3) 前各号のほか、発注者がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(契約解除に伴う措置)

第18条 本契約に規定する条項によりこの契約が変更又は解除された場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。

2 前項による場合の機器の返還については、第13条の規定を準用する。

3 前条の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に対して損害賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(個人情報の保護等)

第19条 受注者は、個人情報の保護に関する法令及び杵築市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 受注者は、別記機密保持及び個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならない。

3 受注者は、業務提携者に前二項の義務を遵守させるとともに、受注者と業務提携者との契約内容にかかわらず、発注者に対しては、業務提携者による前二項に関する責任を負うものとする。

(協議)

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者双方が信義誠実の原則に従い、その都度協議して解決するものとする。

(紛争の処理)

第21条 前条の協議にもかかわらず、この契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 大分県杵築市大字杵築 377 番地 1

杵築市長 永 松 悟

受注者

別記

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、機密情報（業務の遂行上、直接又は間接に知り得た情報）及び個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第3条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(安全管理)

第5条 受注者は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報及び発注者から引き渡された機密情報・個人情報（電子媒体に記録されたものを含む。）を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、善良なる管理者の注意義務をもって安全に管理するよう努めなければならない。

2 受注者は、発注者の事前の書面による同意がある場合又は法令により提供を求められた場合（事前に発注者の承諾を得た場合に限る。）を除き、機密情報・個人情報を他の第三者に提供、公表及び配布をしてはならない。

(返却及び破棄)

第6条 発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、発注者の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

- 3 受注者は、機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(責任体制の整備)

- 第7条 受注者は、機密情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(意見聴取)

- 第8条 発注者及び受注者は、法令（発注者の情報公開条例を含む）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

- 第9条 受注者は、発注者が行う機密情報の提供は、受注者に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

- 第10条 発注者及び受注者は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

- 2 個人情報の取扱いにおいては、発注者及び受注者は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

- 第11条 発注者は必要があると認めるときは、受注者に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(従事者への周知)

- 第12条 受注者は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても当該機密情報・個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措

置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

- 3 受注者は、発注者との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(調査)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、随時調査することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

以上